



じゃがいもずきん「ききぼう」くん

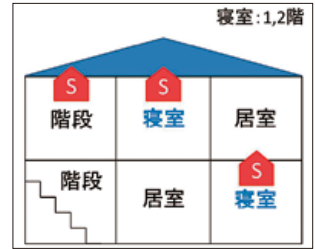
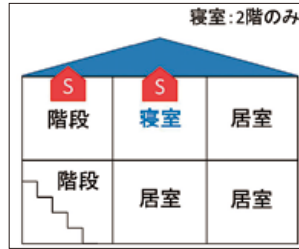
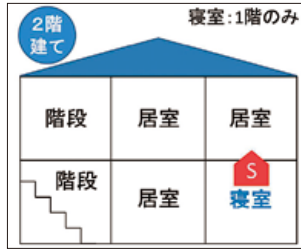
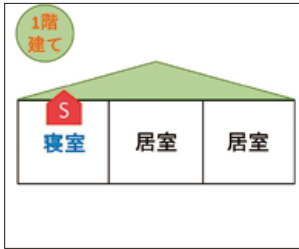
# 防災ワンポイント 第40回 住宅用火災警報器について

中標津町では、消防法の改正に基づき、新築住宅等は平成18年6月1日、既存住宅等は平成23年5月31日までに住宅用火災警報器（住警器）を設置することを条例で義務付けています。この条例は、火災を早期に発見することで逃げ遅れによる死者発生を抑止を目的としています。



## ●設置場所について

住警器の設置が義務付けられた場所は寝室ですが、寝室が2階にある場合は、寝室に加えて階段にも設置が必要になります。以下の図を参考に、正しい場所に設置されているか、今一度確認しましょう。



## ●定期的な点検をしましょう



「もしも」のときに住警器が不調で警報が鳴らなかった、などということにならないために、年に1、2回をめぐりに点検を行いましょう。

点検は専門業者でなくても、誰にでも簡単に行えます。器具のタイプにより、テストボタンを押すもの、ひもを引いてテストをするものなどがあるため、詳しくは製品の取扱説明書をご確認ください。

## ●住警器の寿命は10年です

古くなった住警器は電子部品の寿命や電池切れなどの原因で火災を感知しなくなることがあります。点検を実施していたとしても、10年を目安に住警器本体の交換を行いましょう。なお、新築住宅に対する住警器の設置義務化は、今年で10年目を迎えました。該当する方は住警器の交換を実施しまししょう。

### 設置時期を調べるには？

住警器を設置したとき記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

### 新しい住警器に交換したら！

本体の側面などに、油性ペンで「設置年月」を記入しまししょう。

## ●訪問販売には気をつけて！

「消防署から来た」などと偽る悪質な訪問販売には十分注意してください。消防署および消防団が住警器を訪問販売することはありません。また特定の業者に販売を委託することはありません。

## 全国瞬時警報システムを用いた情報伝達訓練の実施について

大地震や武力攻撃などの発生時に備え、以下のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用しており、中標津町以外でも、全国で様々な手段を用いて実施されます。当日コミュニティFM放送を聴かれる方は、ご理解くださいますようお願い致します。

- |     |  |
|-----|--|
| 日 時 | 11月29日(火) 午前11時00分ごろ   |
| 対 象 | コミュニティFM放送（FMはな）を受信できる方  |
| 内 容 | FMはなの放送中に、以下の音声が入り放送されます<br>①上りチャイム音 ②「これは、テストです。」（3回）<br>③下りチャイム音 |



詳しくは、総務課 防災係まで。